

# 大阪市指定給水装置工事事業者

## 新規申請のご案内

### 【提出書類】

申請時に持参いただくもの		法人	個人	備考
「指定給水装置工事事業者指定申請書」 (様式第1号)				表面「申請者」は登記簿(または住民票)の住所、裏面は事業所の住所を記入
「機械器具調書」(様式第2号)				
「指定給水装置工事事業者証交付申請書」 (様式第4号)				
「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」 (様式第7号)				
指定給水装置工事事業者証受領書				証書受領時に持参ください
添 付 書 類	「誓約書」(様式第3号)			
	「登記簿謄本(記載事項全部証明書)」 または「登記事項証明書」		-	発行日から3か月以内のもの(原本)
	「定款」		-	余白に <u>原本証明</u> と <u>代表者氏名・代表者印</u>
	「住民票」	-		発行日から3か月以内のもの(原本)
	「給水装置主任技術者」免状写し、又は 「給水装置工事主任技術者証」の写し			

(様式関係掲載場所) <http://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000038067.html>

### 【手数料】

- 指定手数料 5,000円
- 証書交付手数料 500円

日程に余裕を持って  
申請しましょう



### 【指定日について】

不備なく、申請書類一式と、添付書類を提出して頂きましたら、毎月20日で切り、当該月の末日に指定します。新規申請の際にご案内する日時に指定通知書・証書の交付及び15分ほどの説明会を実施しますので、各種手数料と、「指定給水装置工事事業者証受領書」を持参し、申請場所までお越しください。なお、新規申請の郵送による受付は行っていません。

### 【申請場所】

大阪市水道局工務部給水課  
電話 06(6616)5480  
FAX 06(6616)5489  
〒559-8558  
大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビル ITM棟9階

## 【申請書類の記入方法】

### 1 「指定給水装置工事事業者指定申請書」(様式第1)

		個人	法人
表面	「申請者」欄 <sup>1</sup>	「住民票」のとおり記入する(字体も)。	「登記簿」の謄本のとおり記入する。
	「役員」欄	記入不要	代表取締役から監査役までの役員全部を記入する。
	「事業の範囲」欄	所得税の確定申告書等を参照して記入する。	登記簿の謄本の「目的」欄を参照して記入する。
裏面	「事業所の名称・所在地」欄	表面の「申請者」と同じ場合でも記入する。また、給水装置工事を行おうとする事業所が複数ある場合は、その事業所も記入する。	
	「給水装置工事主任技術者の氏名・交付番号」欄	選任されることとなる <sup>2</sup> 給水装置工事主任技術者の氏名・免状の交付番号を記入する。	

<sup>1</sup> 「申請者」は原則として代表者。

④には、法人の場合は代表者の印を、個人の場合は代表者個人の認印を押してください。

<sup>2</sup> 指定給水装置工事事業者は、「指定を受けた日から2週間以内」に給水装置工事主任技術者を選任し「選任届」を提出することとされていますが(水道法施行規則第21条第1項)、大阪市では指定の申請と併せて「選任届」を提出していただいております。

### 2 「機械器具調書」(様式第2号)

それぞれの機械器具について、必ず1種類以上記入してください。

## 【参考：指定の基準】

### 1 「指定給水装置工事事業者指定申請書」(様式第1)関係

事業所ごとに給水装置工事主任技術者として選任される者をおくこと。

### 2 「機械器具調書」(様式第2号)関係

厚生労働省令で定める次の機械器具を有する者であること。

- ・管の切断用具…金切りのこ等
- ・管の加工用具…やすり、パイプねじ切り器等
- ・管の接合用具…トーチランプ、パイプレンチ等
- ・水圧テストポンプ

指定基準は  
全国統一です



### 3 「誓約書」(様式第3号)関係

次のいずれにも該当しない者であること。

- ・心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・水道法に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの
- ・指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しないもの
- ・給水装置工事の業務に関して、不正または不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由があるもの
- ・法人であって、その役員のうち上記のいずれかに該当する者があるもの

## 【事業の基準】

指定給水装置工事事業者は、厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。